

## 学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。児童生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他への伝染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の処置をとることになっており、万一、お子さんが感染症と医師より診断された場合は、医師の登校許可がでるまでは出席停止となります。以下の出席停止期間を参考にご家庭でゆっくり療養させてください。

\*学校より用紙（裏面参照、学校のホームページからもダウンロードできます）をお渡ししますので、医師より登校の許可がでましたら、保護者の方が、かかった病院名、病名、登校できる日などを記入し、登校の際に、学級担任に提出してください。

### 主な感染症における登校基準

学校保健安全法施行規則より

病名	登校基準 (目安です。個人差もあるので必ず医師の指示に従ってください。)
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹 (3 日はしか)	発疹がすべて消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後 24 時間を経て、解熱し、全身状態良好になるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよい者
マイコプラズマ 感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
手足口病	全身状態が安定した者
ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者
伝染性紅斑	発疹のみで全身状態のよい者

保護者 様

足利市立富田小学校長 佐々井 信子

## 出席停止通知書

お子さんは学校感染症に罹患しましたので、医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。出席停止は欠席日数に含まれませんので、十分に休養してください。

登校の際には、医師の許可をいただいてから（口頭でよい）、下記の用紙に保護者が記入し、学級担任へ提出してください。

記

----- ✂ ----- きりとりせん ----- ✂ -----

## 登 校 届

足利市立富田小学校長 佐々井 信子 様

年 組 児童氏名

病名	
診断された病院	
出席停止期間（休んだ日）	月 日 ~ 月 日

上記のとおり、医師の許可がでましたので登校します。

月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印